

平成 30 年 7 月 12 日

本所集配センター(搬送ライン導入工事)

について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

沖縄県花卉園芸農業協同組合
代表理事理事長 宮城 重志

1 一般競争入札に附する事項

(1) 工 事 名 沖縄県花卉園芸農業協同組合 集配センター(搬送ライン導入工事)

(2) 工 事 場 所 浦添市伊奈武瀬1丁目10番1号

(3) 工 事 概 況 ・搬送ライン導入工事
・スキャナー機器設置工事
・管理サーバ機器導入工事

(4) 仕様性質等 入札説明書および仕様書による

(5) 納品の期日 平成31年2月28日(木)

なお、搬送ラインおよびスキャナー機器は、納品完了期日を平成30年
10月31日(水)厳守とする

2 一般競争入札参加資格

(1) 本件に係る入札に参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 本物品に関して、沖縄県内にて同等種類または、同等規模の契約を締結した実績があること。

イ 沖縄県の競争入札参加資格登録に登録されている業者であること

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4第1項に規定する者に該当する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないものは、本件に係る入札に参加することができない。

3 一般競争入札参加資格の確認等

(1) 本件に係る入札に参加を希望する者は、別に配布する「一般競争入札参加資格確認申請書」及び関係書類(以下「申請書等」という。)を持参により提出すること。

(2) 申請書等 次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）

イ 沖縄県の競争入札参加資格登録に登録されている業者であり書面により証明することが可能な業者であること

ウ 同種・同規模契約の履行実績（第2号様式）

(3) 申請書等の入手方法

申請書等の諸様式は、次のとおり配布する。なお、郵送による申請書等の配布は行わない。

ア 期間 公告の日から平成30年7月17日（火曜日）までの午前10時00分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）

(4) 申請書類の受付期間、場所

ア 期間 3(3)アに同じ。

イ 場所 沖縄県花卉園芸農業協同組合 本所総務部
沖縄県浦添市伊奈武瀬1-10-1

ウ 担当 経営総合対策室 室長 大谷 浩一(098-860-2269)

※入手の際は、事前に電話にて連絡し、担当より直接入手すること

(5) 審査結果の通知

審査結果は、電信により通知する。

(6) 資格の取り消し等

入札参加の資格を有するものが、地方自治法施行令第167条の4の規定に至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。なお、入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

4 入札参加条件

本件に係る入札に参加する者は、納入しようとする物品が仕様書に示す各項目を満たすことを証明する書類を平成30年7月20日（金曜日）午後5時00分までに（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、3(4)の受付場所に提出すること。

また、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

5 入札説明書等の配布

入札説明書等は、次のとおり配布する。なお入札説明会は行わない。

ア 期間 3(3)アに同じ。

6 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及びに日本国通貨

7 入札執行の日時及び場所

平成 30 年 7 月 24 日（火曜日）午前 11 時 30 分開始
沖縄県花卉園芸農業協同組合本所 2 階会議室

8 入札方法等

- (1) 代理人入札の場合は、本人の委任状を持参すること。
- (2) 入札参加者は、入札書を 7 に定める場所に直接持参すること。
- (3) 入札書に記載する金額は、沖縄県花卉園芸農業協同組合が業者に支払うすべての額を記載する。（消費税を除く）

9 入札保証金

免除とする

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (4) 2 人以上のものから委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 談合又はその他不正の行為があった入札

11 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をしたものが 2 人以上あるときは、直ちに該当入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、最低価格の入札をした者と協議の上、落札を決定する。

12 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令の定めるところによる。

(2) その他詳細について、入札説明書による。